利用者負担額の減免・減額について

(1) 多子世帯の減免・減額について

要件を満たすきょうだい児がいる場合は、利用者負担額が軽減され、第2子の場合は半額※となります。

また、令和5年9月より、市独自の取り組みとして、上のきょうだいの年齢(保護者と生計を一にしている場合)や世帯の所得に制限を設けず、第3子以降の利用者負担額を無償にしています。

※ひとり親・在宅障害者等の世帯で階層区分C1~C6に属する場合、第2子は無料となります。

① きょうだい区分(第1~2子)の数え方

多子軽減にかかるきょうだい区分は、認定区分と階層区分に応じた範囲内で、年齢の高い順に第1~2子となります。

A.【保育認定】市民税所得割額 57,700 円未満(ひとり親世帯等は 77,101 円未満) の方 《階層区分》 C1~C4 上段(利用者負担額表の「きょうだいカウント」 欄をご確認ください。)

⇒保護者と同一生計の子等※であれば、すべてきょうだいとしてカウントします。

- ※別居でも生活費を送金している等、税法上の扶養親族となる子(成人含む)は対象。 この場合は、「生計申出書」(様式は市ホームページに掲載)を提出してください。
- B.【保育認定】市民税所得割額 57,700円以上(ひとり親世帯等は 77,101 円以上)の方 《階層区分》C4 下段~C15 (利用者負担額表の「きょうだいカウント」欄をご確認ください。)

⇒対象となる利用施設・事業を利用している就学前児童のみ、きょうだいとしてカウントします。

② 対象となる利用施設・事業

対象となる利用施設・事業	在園証明書の提出
保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育施設、家庭的保育施設に入所	不要
私立幼稚園、企業主導型保育所、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設に入所または児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援の利用	必要(兄・姉の在園証明書) ※きょうだい児童が退園した場合 も届出を行ってください。

※年収360万円未満相当世帯で兄・姉が未就園もしくは認可外保育施設を利用している場合は、草津市幼児課までご連絡ください。

(2) 被災等による減免について

災害による家計の急変の場合等についても負担の軽減を図ります。 別途申請が必要となりますので、詳しくは草津市幼児課までお問い合わせください。